

岩手県告示第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和7年岩手県告示第353号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和8年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市
- 2 実施した期間 令和7年6月2日から令和8年2月27日まで
- 3 実施した基本測量の種類 成果不整合地域における基準点改測